モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を 実施する者の公募についての公示

令和6年3月14日 国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者の公募について 公示します。

- ※ この公募に係る事業は、令和6年度予算によるものであり、令和6年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、採択が遅れること等がありますのであらかじめご了承ください。
- ※ この公募は、<u>モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者を公募するも</u> <u>の</u>です。令和6年度に提案募集を行う予定の空き家対策モデル事業のソフト提案部門、ハー ド提案部門による補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業

(2) 事業目的

国土交通省では、今後さらなる空き家の増加が見込まれることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家法」という。)」を改正し、空き家対策の充実を図ったところである。空き家対策の推進にあたっては、市区町村の取組が引き続き重要であることから、市区町村のマンパワー不足や市区町村による空家法に基づく措置等の円滑な実施等への対応を図っていく必要がある。

本事業は、多数の市区町村と協働して、市区町村による空き家対策業務の円滑化に資する参考情報及びツール等(以下、「業務促進情報等」という。)を構築するために必要な調査を行う者に対し補助を行うものであり、その成果により空き家対策に取り組む市区町村の業務効率化を図り、ひいては空き家対策の一層の推進に寄与することを目的とする。

(3) 公募対象事業及び事業件数

以下の事業を実施するものとする。

- 市区町村の空き家対策業務の円滑化に資する効果的な業務促進情報等を構築する調査 事業 1件
- (4) 事業規模の目安、補助率

25,000 千円程度、定額

(5) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。 令和6年4月上旬~令和7年3月25日

- (6) 留意事項及び国土交通省との調整等
 - ・事業の実施にあたっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分にかつ 密に調整すること。
 - ・事業で実施した調査結果は国土交通省に報告書として提出することとし、報告書記載の 内容については、国土交通省が空き家対策の推進にあたり活用する旨に同意すること。

2. 応募者の要件

次の要件の全てを満たす者。

- ・本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・国土交通省本省内部部局等の長からの指名停止の措置を受けていないこと。
- ・本事業の実施に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することが ないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- ・本事業を適確に実施するに足りる技術的な基礎(空家法の執行に関する知見等)を有する 者であること。
- ・本事業を適確に実施するに足りる経理的な基礎を有する者であること。
- ・多数の市区町村と協働する体制を有していることを含め、本事業の適確な実施のために適切 な組織、人員を有していること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 (今田)

電 話 03-5253-8111 (内線39357)

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
- ①期間 令和6年3月14日(木)から令和6年3月27日(水)まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。
- (3) 提案書の提出期限、提出先及び方法
- ①期限 令和6年3月27日(水) 18時00分まで
- ②提出先 上記担当部局
- ③方法
 - ○郵送の場合

上記担当部局にて3部郵送する。(書留郵便に限る。)

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

- ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
- ・<u>申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請)モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業」</u>とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効) 「Microsoft Word 2016」「Microsoft Excel 2016 」「Just System 一太郎11」 「Adobe acrobat Reader DC」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者の公募についての説明書に 基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必 要に応じてヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は、原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。